5　前項各号に規定する直接又は間接に支配する関係とは、一方の者と他方の者との間に当該他方の者が次に掲げる法人に該当する関係がある場合における当該関係をいう。

一　当該一方の者が法人を支配している場合における当該法人

二　前号に掲げる法人又は当該一方の者及び同号に掲げる法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人

三　前号に掲げる法人又は当該一方の者及び前二号に掲げる法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人

6　法人税法施行令第四条第三項の規定は、前項第一号に規定する法人を支配している場合及び同項第二号又は第三号に規定する他の法人を支配している場合について準用する。

7　法第六十七条の十七第六項の場合において、特定短期社債の同項に規定する償還差益の支払を受ける者が当該特定短期社債の発行をする者との間に同項に規定する政令で定める特殊の関係のある者であるかどうかの判定は、当該発行をする者の当該支払を受ける者が当該特定短期社債を取得した日を含む事業年度開始の時の現況により行うものとする。

8　法第六十七条の十七第九項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法人税法第百四十一条第一号に掲げる外国法人が支払を受ける法第六十七条の十七第一項に規定する利子及び償還差益、同条第二項に規定する利子及び償還差益若しくは同条第三項に規定する利子及び発行差金（次号において「利子等」という。）又は法人税法第百四十一条第一号に掲げる外国法人につき生ずる法第六十七条の十七第八項に規定する損失の額（次号において「損失の額」という。）のうち、当該外国法人の法人税法第百四十一条第一号に規定する事業を行う一定の場所を通じて国内において行う事業に帰せられるもの

二　法人税法第百四十一条第二号又は第三号に掲げる外国法人が支払を受ける利子等又はこれらの号に規定する外国法人につき生ずる損失の額のうち、当該外国法人のこれらの号に規定する事業に帰せられるもの

第三十九条の三十四の三第一項第五号中「第四条の二第四項第二号」を「第四条の三第四項第二号」に改め、同条第五項第二号中「百分の二十五」を「百分の二十」に改める。

第三十九条の三十五の二第十四項を次のように改める。

14　法第六十六条の八第四項に規定する特定課税対象金額若しくは同条第十一項に規定する間接特定課税対象金額又は法第六十六条の九の四第四項に規定する特定課税対象金額若しくは同条第十項に規定する間接特定課税対象金額を有する内国法人が法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社から受ける法第六十八条の三の二第十項に規定する外国特定目的信託の利益分配の額があった場合における同項の規定の適用については、同項中「次項」とあるのは「以下この項及び次項」と、「）は、法人税法」とあるのは「）（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社から受ける外国特定目的信託の利益分配の額（当該外国子会社に係る第六十六条の八第四項に規定する特定課税対象金額若しくは同条第十一項に規定する間接特定課税対象金額又は第六十六条の九の四第四項に規定する特定課税対象金額若しくは同条第十項に規定する間接特定課税対象金額に達するまでの金額に限る。）を除く。）は、同法」とする。

第三十九条の三十五の三第十三項を次のように改める。

13　法第六十六条の八第四項に規定する特定課税対象金額若しくは同条第十一項に規定する間接特定課税対象金額又は法第六十六条の九の四第四項に規定する特定課税対象金額若しくは同条第十項に規定する間接特定課税対象金額を有する内国法人が法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社から受ける法第六十八条の三の三第十項に規定する外国特定投資信託の収益分配の額があった場合における同項の規定の適用については、同項中「次項」とあるのは「以下この項及び次項」と、「）は、法人税法」とあるのは「）（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社から受ける外国特定投資信託の収益分配の額（当該外国子会社に係る第六十六条の八第四項に規定する特定課税対象金額若しくは同条第十一項に規定する間接特定課税対象金額又は第六十六条の九の四第四項に規定する特定課税対象金額若しくは同条第十項に規定する間接特定課税対象金額に達するまでの金額に限る。）を除く。）は、同法」とする。

第三十九条の三十五の四を削る。

第三十九条の三十五の五第一項中「第六十八条の三の五第一項」を「第六十八条の三の四第一項」に改め、同条第二項中「第六十八条の三の五第二項」を「第六十八条の三の四第二項」に改め、同条第三項中「第六十八条の三の五第一項」を「第六十八条の三の四第一項」に改め、同条を第三十九条の三十五の四とする。

第三十九条の三十六第一項中「（平成十八年法律第百八号）」を削り、同条第四項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第十九項中「分社型分割」を「分割」に改める。

第三十九条の三十九第一項第二号中「（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行った場合には、連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。）の月数。以下この号において同じ。）」及び「（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行った場合には、連結親法人事業年度の月数。以下この号において同じ。）」を削り、「法第六十八条の九第一項」を「同条第一項」に改め、同条第四項第二号中「（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行った場合には、連結親法人事業年度の月数。以下この号において同じ。）」を削り、同条第七項中「連結親法人事業年度」の下に「（同法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。）」を加え、同項第一号イ中「第三十項第一号」を「第三十二項第五号」に改め、同項第二号中「第三十項第二号」を「第三十二項第五号」に改め、同項第三号ロ中「第三十項第四号（第三十一項から第三十三項まで」を「第三十二項第四号（第三十三項から第三十五項まで」に改め、同項第四号ロ中「第三十項第七号（第三十四項において準用する第三十一項から第三十三項まで」を「第三十二項第七号（第三十六項において準用する第三十三項から第三十五項まで」に改め、同条第十二項中「（第二号に掲げる場合には、その間に開始した各事業年度）」を削り、「次の各号に掲げる場合」を「同条第一項又は第二項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（同条第四項第一号又は第二号に定める金額を含む。）が同条第三項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された場合」に、「当該各号に定める金額」を「当該各連結事業年度における当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額として第三十二項第三号又は第四号（第三十三項から第三十五項までに規定する場合においてこれらの規定によりみなして適用するときを含む。）の規定により計算された金額」に改め、同条第十五項中「（第二号に掲げる場合には、その間に開始した各事業年度）」を削り、「次の各号に掲げる場合」を「同条第六項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（同条第八項において準用する同条第四項第一号又は第二号に定める金額を含む。）が同条第七項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された場合」に、「当該各号に定める金額」を「当該各連結事業年度における当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額として第三十二項第六号又は第七号（第三十六項において準用する第三十三項から第三十五項までに規定する場合においてこれらの規定によりみなして適用するときを含む。）の規定により計算された金額」に改め、同項各号を削り、同条第十六項第二号中「同項第四号」を「同項第三号」に、「分割承継法人等」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第十九項中「。第二十一項」の下に「及び第二十三項」を加え、「又は被現物出資法人に」を「、被現物出資法人又は被現物分配法人に」に改め、同項第一号中「合併法人（合併により設立したものを除く。以下この号において同じ。）、分割承継法人（分割により設立したものを除く。以下この号において同じ。）又は被現物出資法人（現物出資により設立したものを除く。以下この号において同じ。）でその合併等（合併、分割又は現物出資をいう。以下この項及び次項において同じ。）を適用年度において行われた